

2020年11月13日

新型コロナウイルス感染症と財政

— 地方自治体の課題を考える —

明治大学公共政策大学院
ガバナンス研究科

田 中 秀 明

hideakit@meiji.ac.jp

1. 日本財政の基本的な問題
2. 新型コロナウイルス感染症対策と
補正予算
3. 地方財政の問題
4. 少子高齢化と今後の課題
5. おわりに

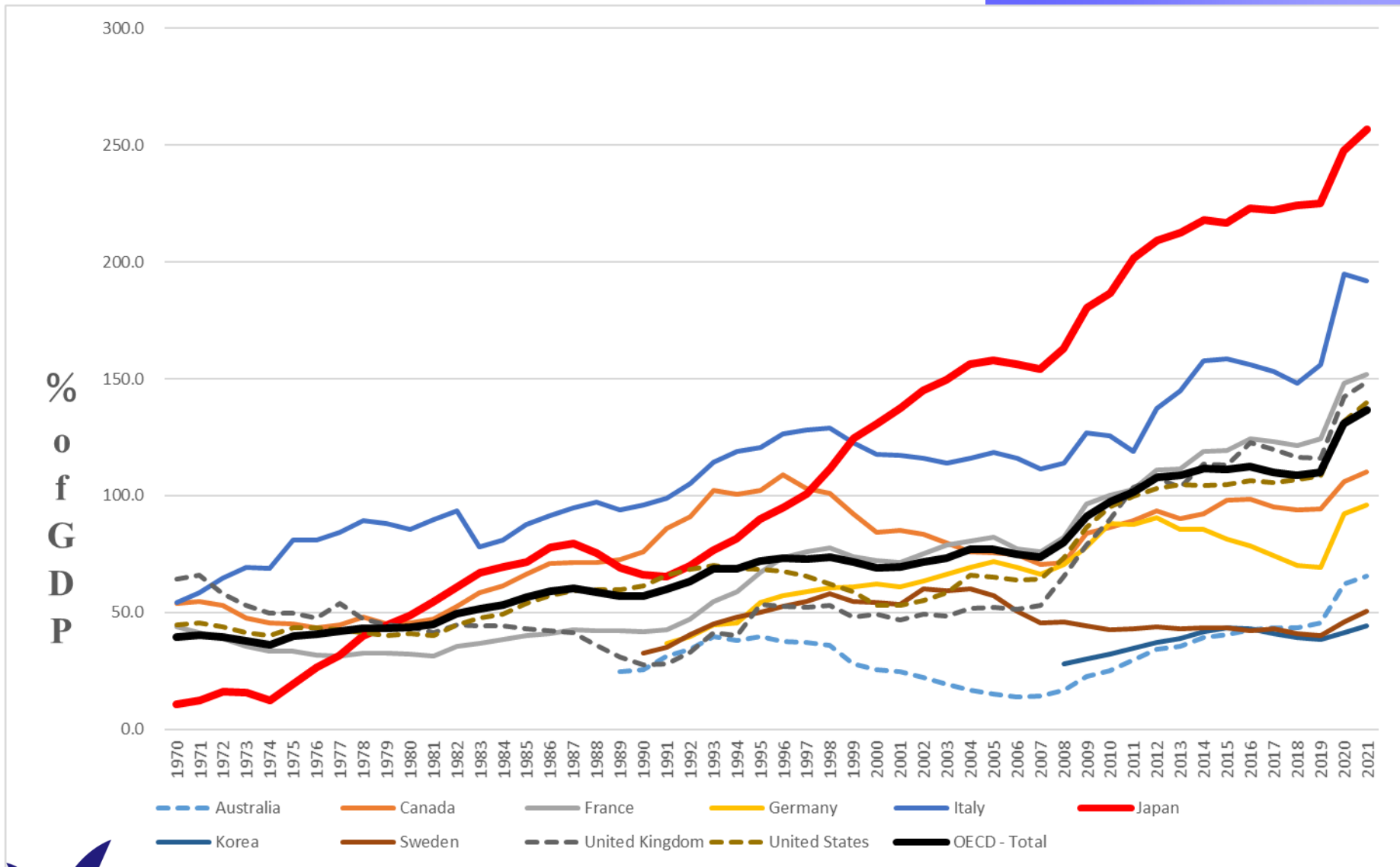
1-1 OECDの6月の経済財政見通し

	平均 2012- 2019	2018	2019	2020	2021	2019 Q4	2020 Q4	2021 Q4
(深刻ケース)								%
実質GDP成長率								
世界全体	3.3	3.4	2.7	-7.6	2.8	2.6	-11.0	7.9
G20諸国	3.5	3.6	2.9	-7.3	3.1	2.8	-10.2	7.5
OECD諸国	2.1	2.3	1.7	-9.3	2.2	1.6	-13.1	8.4
アメリカ	2.4	2.9	2.3	-8.5	1.9	2.3	-12.3	7.5
ユーロ地域	1.6	1.9	1.3	-11.5	3.5	1.0	-15.1	10.1
日本	1.0	0.3	0.7	-7.3	-0.5	-0.7	-8.4	2.1
非OECD諸国	4.3	4.4	3.5	-6.1	3.2	3.4	-9.2	7.5
中国	7.0	6.7	6.1	-3.7	4.5	5.9	-4.7	5.0
インド	6.8	6.1	4.2	-7.3	8.1			
ブラジル	0.0	1.3	1.1	-9.1	2.4			
失業率	6.7	5.5	5.4	10.0	9.9	5.3	12.6	8.9
インフレーション	1.6	2.4	1.9	1.1	1.0	1.7	0.7	1.2
財政収支	-3.6	-2.9	-3.3	-12.7	-9.2			
世界貿易量	3.3	3.9	1.1	-11.4	2.5	1.1	-15.4	9.2

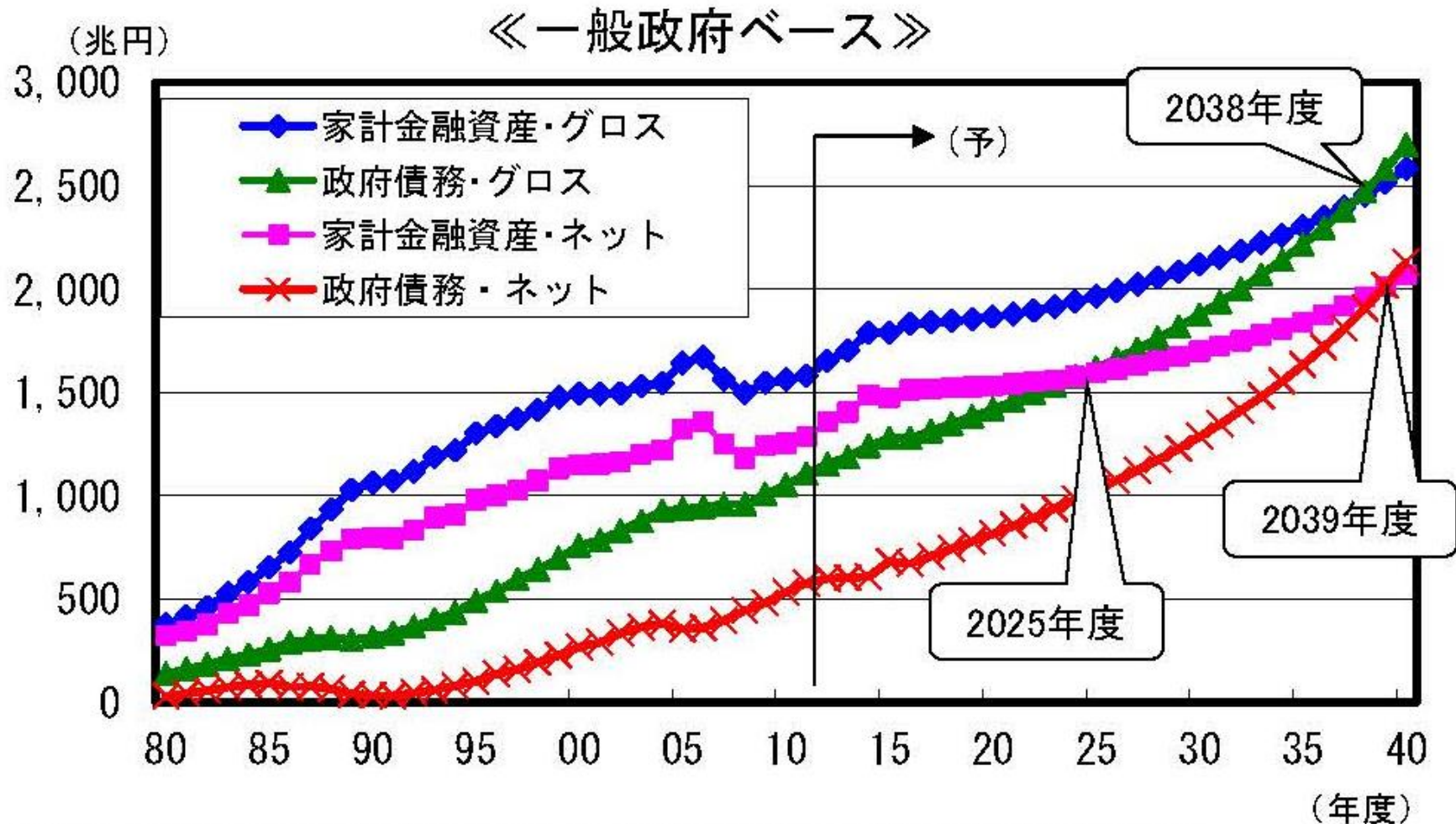
※一部を除きOECD地域

OECD Economic Outlook June 2020

1-2 先進諸国の債務残高の推移



1-3 日本の財政破綻リスク

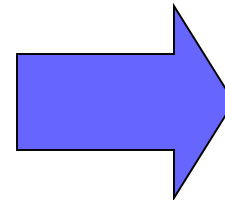


(出所) 大和総研「超高齢日本の30年展望」(2013年5月)を2018年5月時点で暫定改訂

1-4 予算制度と財政赤字

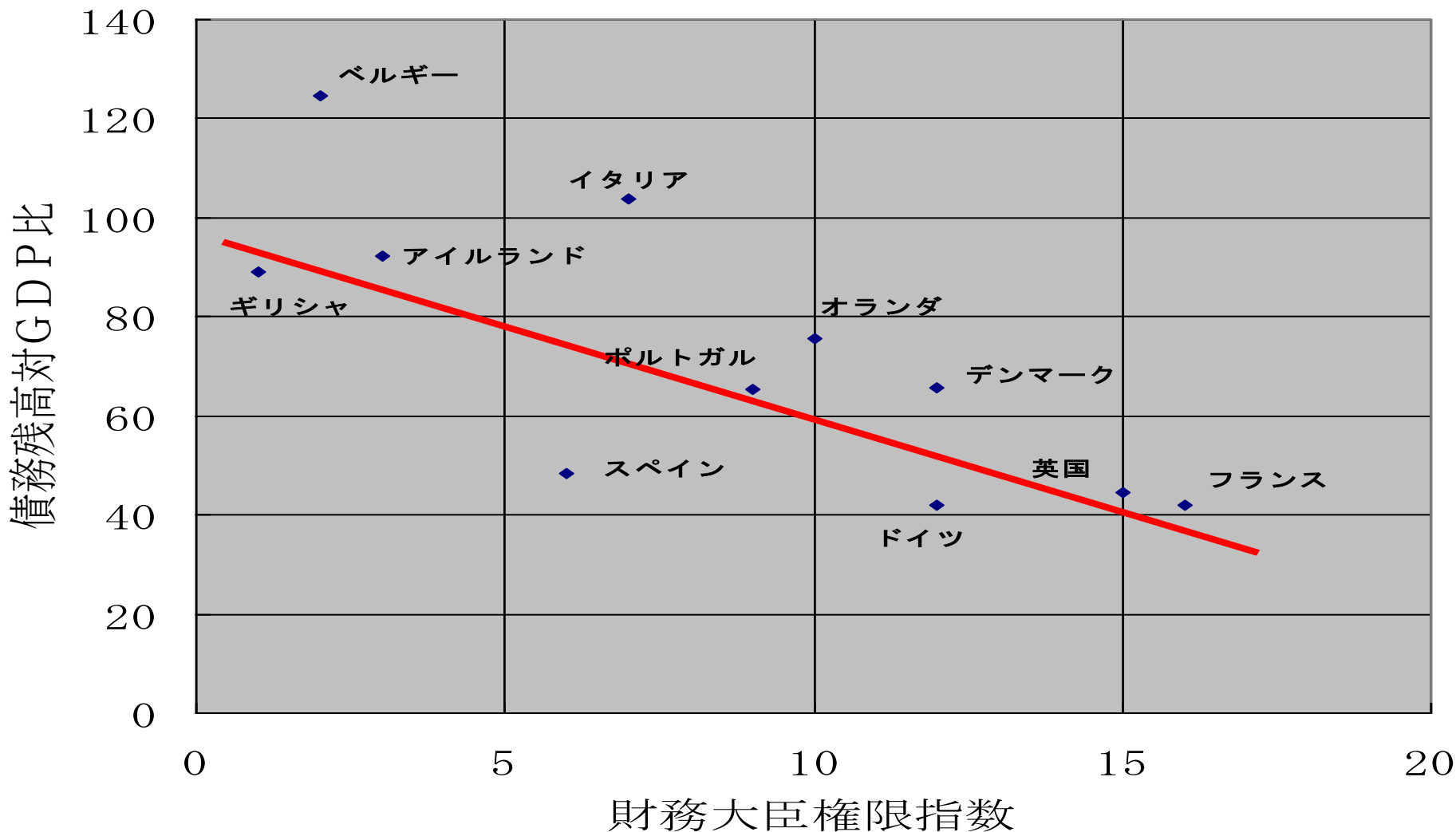
1990年代に入り、予算編成プロセスと財政赤字の関係を明らかにする実証的な研究が進展 ~ von Hagen(1992), Alesina and Perotti(1996) etc

- 財務大臣と支出大臣の関係が「階層的」ではなく「並列的」
- 予算編成の制約条件がない
- 予算編成の透明性が低い
- 議会で予算修正が可能
- 単独政権よりは連立政権
-
-
-



財政赤字

1-5 財務大臣の地位と債務残高(1990年)

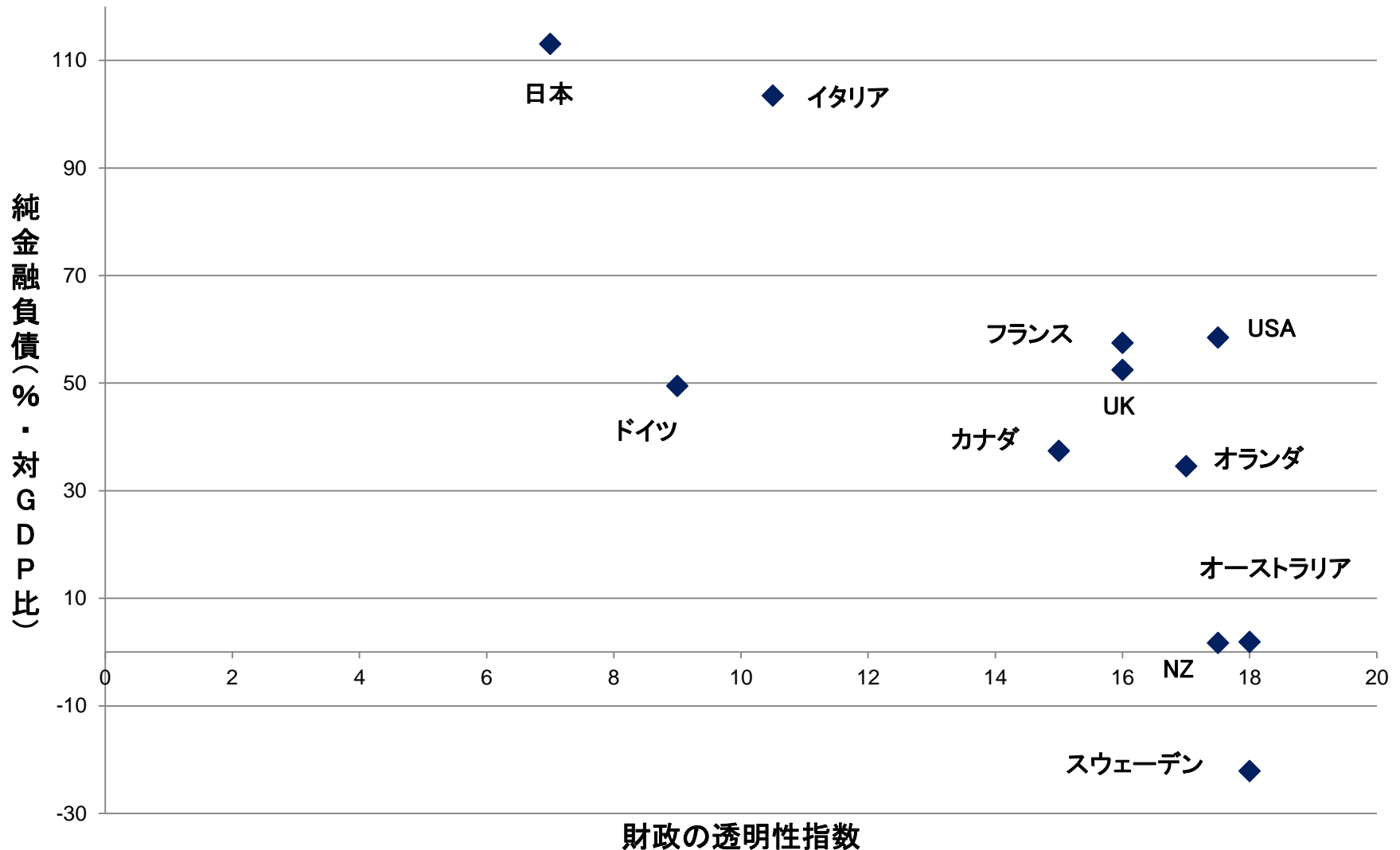


出典: 富田(1999)、権限指数は von Hagen(1992)

1-6 財政の透明性の国際比較

	USA	UK	NZ	AUS	CAN	GER	FRA	ITA	SWE	NET	JPN
1-1 経済予測・前提についての分析	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○	△
1-2 中期財政フレーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
1-3 財政ルール	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
1-4 財政状況を示す包括的な指標	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
1-5 予測と結果の比較検証	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	×
1-6 財政上のリスクの分析	○	○	○	○	△	×	○	×	○	○	×
1-7 成長率に関する感応度分析	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	△
1-8 財務諸表(発生主義)	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	△
2-1 業績評価情報	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	△
2-2 偶発債務	○	△	△	○	○	○	○	×	○	○	△
2-3 租税支出	○	△	na	○	○	△	○	×	○	○	○
2-4 擬似財政活動	○	△	na	×	×	△	×	×	○	△	○
2-5 新規施策の明確化・影響分析	○	○	○	○	△	×	○	○	△	○	×
3-1 成長率等の前提を独立機関が検証	○	○	△	○	○	△	△	△	○	○	×
3-2 財務諸表を独立機関が監査	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	×
4-1 予算前報告	△	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×
4-2 年央報告	○	×	○	○	○	×	○	○	△	○	×
4-3 決算報告(6ヶ月以内に提出)	○	△	○	○	○	△	○	○	△	○	○
4-4 選挙前報告	×	×	○	○	×	×	×	×	×	○	×
4-5 長期財政報告	○	○	○	○	×	○	○	○	○	△	×
合計点数(20点満点)	17.5	16	17.5	18	15	9	16	10.5	18	17	7

1-7 財政の透明性と純金融負債(2010年)



1-8 予算制度改革の重要性

政府部門には、出と入を一致させるメカニズムが働かないため（「共有資源問題」）、財政赤字は利己的なプレーヤー（政治家・官僚等）の合理的な行動の結果である。財政赤字の拡大を抑制するためには、予算制度・予算編成プロセスを戦略的に見直し、プレーヤーの行動やインセンティブを変えることが不可欠。

予算制度改革の鍵

- ①権限の集中化(centralization)
- ②透明性の向上(transparency)

1-9 日本：財政再建の失敗の歴史

- 1976年 「1980年度特例公債脱却目標」
- 1979年 1980年度脱却目標を1984年度に先送り
- 1981年 土光臨調による「増税なき財政再建」開始
(82年度予算にゼロシーリング、83年度予算にマイナスシーリング適用)
- 1983年 特例公債脱却目標を1990年度に先送り
(予算ベースで90年度に目標達成、決算ベースでは91年度に達成)

- 1997年 「財政構造改革会議」と「財政構造改革法」
(03年度に国・地方の財政赤字を3%以内、特例公債脱却)
- 1998年 財政構造改革法の改正と停止
- 2006年 「歳出歳入一体改革」(骨太2006)
(2011年度に国・地方の基礎的財政収支の黒字化)
- 2009年 骨太2009で基礎的財政収支黒字化目標の先延ばし
(「今後10年以内に国・地方の基礎的財政収支の黒字化」)
- 2010年 「財政運営戦略」と「中期財政フレーム」
(2015年度までに基礎的赤字を10年度水準から半減、20年度までに黒字化)
- 2015年 「経済財政再生計画」
- 2018年 「骨太2018」(基礎的財政収支黒字化を2025年度に先延ばし)

1-10 日本の予算制度の問題

1. 国際比較の分析によれば、プレーヤーや外的環境の問題は、予算制度によって制御可能であるが、日本の予算制度は、財政ルール^①の遵守を認識させる「事前のコミットメント」が弱く、予測と結果を監視・検証する「事後のコミットメント」が欠如している。そして、予算制度改革に財務省は後ろ向き

2. 具体的な問題

- ①赤字ルール: 景気変動に対応して安定的に財政運営を行うためのメカニズムが欠如
- ②支出ルール: シーリングが一般会計当初予算を対象とするため当初予算偏重
一般会計偏重、単年度偏重の問題を惹起
- ③中期財政フレーム: 単なる見通しであり、支出を拘束しない
- ④意思決定システム: 首相・財務大臣が政府の内外に存在する拒否権プレーヤーを制御できない(※安倍政権は例外であるが、意思決定過程に問題)
- ⑤透明性: 透明性が低く、会計上の操作を抑止できない

1-11 経済財政諮問会議の提言

『経済再生と両立する財政健全化に向けて～「骨太方針2013」・「平成26年度予算の全体像」のフォローアップを踏まえて～』（経済財政諮問会議民間議員2014年10月1日）

2. 重点化、効率化の仕組みの構築に向けて

- ・ 最近15年間に編成された補正予算は総額合計約41兆円（歳出予算額合計の7%超）。また、**補正予算の大半が1月以降に成立しており、繰越しやすい公共事業、地方交付税交付金が約2割ずつを占める。**※世界金融危機や東日本大震災等の影響を受けた2009年度、11年度、12年度を除く）
- ・ **補正予算の常態化、繰越額の巨額化の中、補正予算に関する財政規律が明確でない。**また、「クラウドディング・アウト」や財政の急激な変動を避けるための公的資金全体の支出動向の管理が不十分。
- ・ 財政健全化を推進するため、以下の取組を強化すべき。**①補正予算を含め財政・歳出規律を強化すべき（例えば、次ページのスウェーデンの例を参照）。****②中期の歳出管理に重点を置くべき**（社会保障関係費が聖域化しないよう、「自然増」の範囲で要求するシーリングに、例えば、複数年での（病床再編等の）計画による医療費の適正化や薬価の毎年の市場価格の下落を反映させる、非社会保障関係費では、中期の歳出限度管理を導入する等、を検討すべき）。

3. 経済再生と両立する財政健全化に向けて（中長期的なマクロとの整合性）

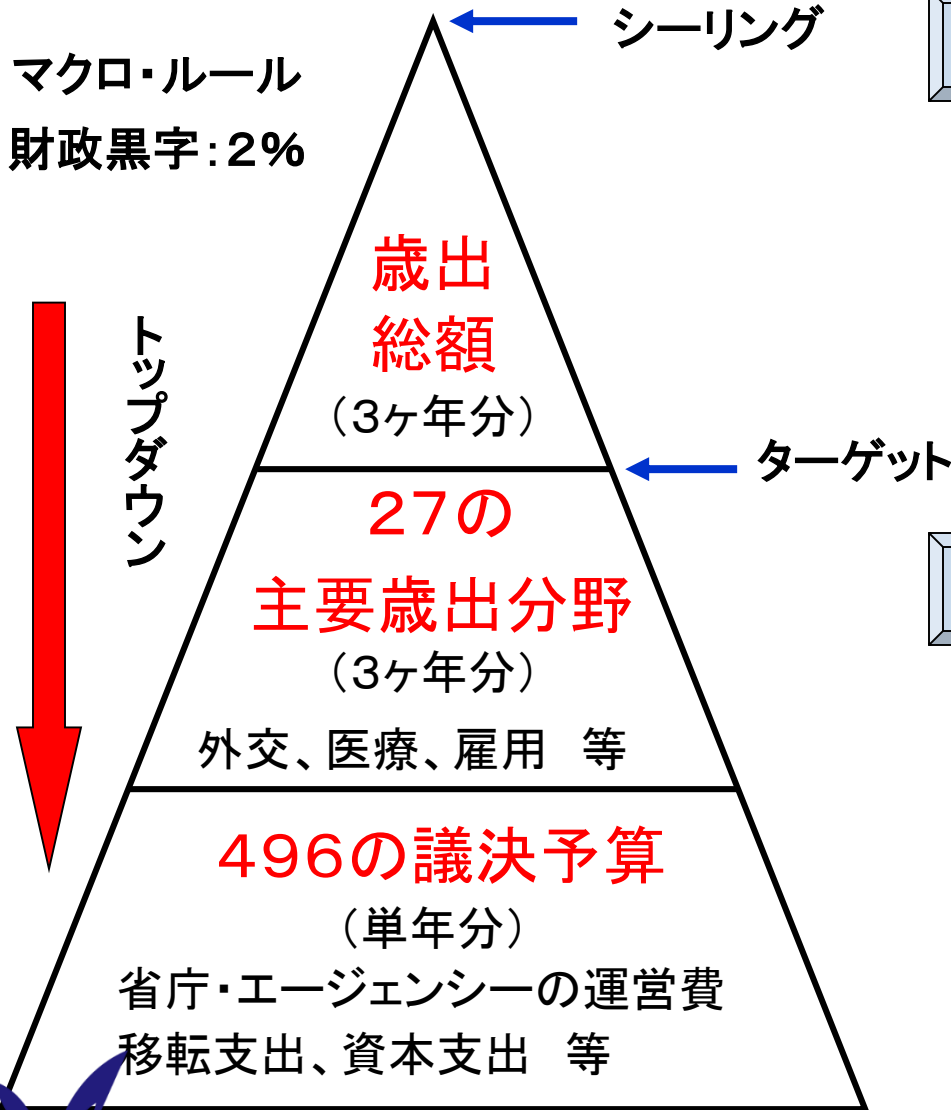
- ・ これからの10年は、団塊の世代が後期高齢者に突入するなど人口動態に大きな変動を迎える政策的に極めて重要かつ難しい期間。以下の取組を通じて、「経済成長」、「財政健全化」、「社会保障改革」の“三方よし”を実現すべき。
- ・ **諸外国では分野や省庁別に向こう3～4年間の歳出上限を設定する仕組みなど、様々に工夫を重ねている。諸外国の経験も踏まえ、各省庁や主要政策分野において、歳出抑制インセンティブが働く仕組み、効率的な歳出を促す仕組みの導入を検討すべき。**

図表. 諸外国における歳出抑制のための制度的枠組みの例

- ①英国：省庁別歳出限度額（裁量的・政策的経費）→3～4年ごとに**歳出の見直し計画（Spending Review）**を策定。各省庁の向こう3～4年間にわたる歳出限度額を設定。各省庁はこの歳出限度額を踏まえて各年度の予算を編成
- ②スウェーデン：**3ヶ年予算フレーム**

1-12 スウェーデンの予算制度改革

マクロ・ルール
財政黒字:2%



第1段階(春)

- ①財務省が3ヶ年のフレーム予算案作成
- ②閣議で歳出総額、27主要歳出分野の上限額決定(3ヶ年分)
- ③議会で財政政策を審議し歳出総額議決

第2段階(秋)

- ④省庁は②を踏まえ議決予算案作成
- ⑤閣議で翌年度の主要歳出分野上限額、議決予算を盛り込んだ最終予算案決定
- ⑥予算委員会で上限額を審議し議決
- ⑦各委員会で議決予算を審議し議決

1-13 独立財政機関の重要性

1. 目的

財政パフォーマンスの改善、財政政策に係る政治的バイアスの除去、国民への正確な財政状況の提供など (Hagemann 2010)

2. 定義

「選挙で選ばれるものではない専門家で構成される公的な主体であり、財政パフォーマンスについて非政党的な視点から監視を行うこと、財政政策について積極的あるいは規範的な助言や指針を提供することを任務とする」(Hagemann 2010)

3. 組織形態

①独立した行政組織、②委員会

4. 機能

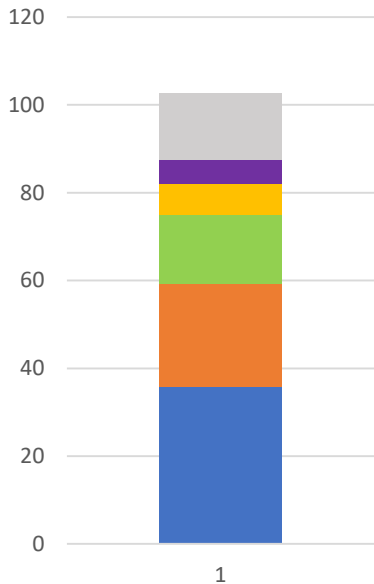
国より様々であるが、①経済・財政の前提の提供や分析、②財政政策についての独立した分析、③財政政策についての規範的な報告・提言・勧告、の3つに大別

5. 事例

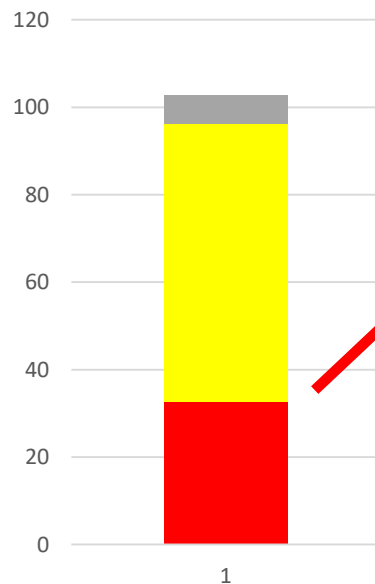
独立財政機関の事例は、オランダ経済分析局(1945)、米議会予算局(1975)など古くから存在するが、2000年以降、導入する国が増えている。例えば、韓国の議会予算局(2003)、カナダの議会予算局(2006)、スウェーデンの財政政策委員会(2007)、英の財政責任局(2010)、スロベニアの財政委員会(2010)、アイルランドの財政諮問委員会(2011)、ポルトガルの財政委員会(2011)、オーストラリアの議会予算局(2012)などである。

2-1 2020年度の当初・補正予算

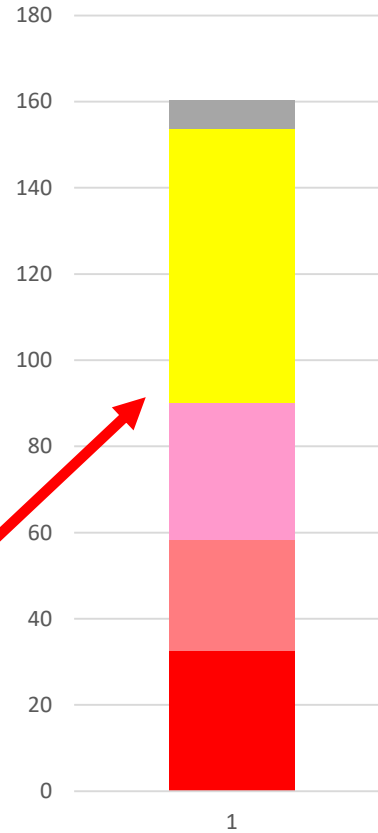
当初歳出



当初歳入



補正後歳入



1次補正の歳出25.7兆円

感染症対策	1,490
マスク	1,070
薬剤・ワクチン	655
地方交付金	10,000
雇用助成金	690
中小企業対策	61,492
10万円給付金	128,603
観光・強靱化	27,654
感染症対策予備費	15,000

2次補正の歳出31.9兆円

医療関係	29,892
雇用助成金	4,519
中小企業対策	116,390
家賃補助	20,242
低所得一人親世帯給付	1,365
地方交付金	20,000
感染症対策予備費	100,000

■ 社会保障 ■ 国債費
■ 地方交付税 ■ 公共事業
■ 文教・科学 ■ その他

■ 公債金 ■ 租税印紙 ■ 雑収入等

■ 当初公債金 ■ 1次補正公債金

■ 2次補正公債金 ■ 租税印紙

■ 雑収入等

※財務省資料

2-2 補正予算の問題

1. 2月からクルーズ船等で感染が拡大していたことから、2019年度2次補正か2020年度予算の修正で、迅速に対応すべきだった。緊急事態であるにもかかわらず、当初予算は修正しないという前例にこだわった。
2. 4月7日1次補正を閣議決定したが、国民一律10万円の現金給付ため、20日に閣議決定をやり直したことから時間を浪費。これは意志決定過程の問題。
3. 1次補正では、感染症対策3,200億円、地方臨時交付金1兆円の計上にとどまった一方、観光振興など感染とは直接関係ない支出に2兆8,000億円も計上。2次補正で、医療関係3兆円、地方への追加交付金2兆円を計上したが、これらは1次補正で対応すべきだった。財政民主主義の観点から予備費10兆円は問題だが、国民に十分説明した上で1次補正に計上すべきだった。観光振興などは2次補正で対応すべきだった。つまり、補正の順序が逆だった。

※田中秀明「新型コロナ・ウイルス感染症対策と予算制度」『都市問題』2020年9月号

2-3 国・自治体間のガバナンスの混乱

新型インフルエンザ等対策特措法における国と都道府県の権限と責任配分の曖昧さがガバナンス上の混乱を招いた。

→3月23日の小池都知事の「ロックダウン」発言、緊急事態宣言を巡る休業補償に対象と巡る政府と東京都の攻防(小池都知事の「中間管理者」発言)

「感染症対策を前線を担うのは地域の保健所と地方衛生研究所である。従って、具体的な対策措置についてはこれらを預かる都道府県知事が広範な裁量を持つことが理にかなっている。…(中略)…今回、政府と都道府県の縦の関係、都道府県同士の横の関係いずれにおいても、ガバナンス上の混乱が生じた。国と地方自治体との間における対処方針のずれを防ぐための丁寧なコミュニケーションのあり方や、近隣都道府県にまたがる広域的な措置の検討の仕組みなど、政府の総合調整権のより精緻な執行に向け手続きを見直し、国と自治体、または自治体間の対策の総合性を巡る混乱の再発を芽を摘む必要がある。」

新型コロナ対応民間臨時調査会(2020年)『調査・検証報告書』アジア・パシフィック・イニシアティブ、p427

2-4 知事のリーダーシップ

片山善博早稲田大学教授は、新型コロナウイルス対策で、リーダーシップを発揮した知事として、岩手県、秋田県、岐阜県、和歌山県、鳥取県を挙げている。具体的には、情報収集、迅速な決断、優先順位の決定、検査体制の強化などにおいて顕著な対応が見られるという。※「朝日新聞」(2020年9月26日)

4月、三重県も法律に基づかない「非常事態宣言」を発出したが、多くの自治体は受け身だったのではないか？

2-5 コロナ対策の今後の課題

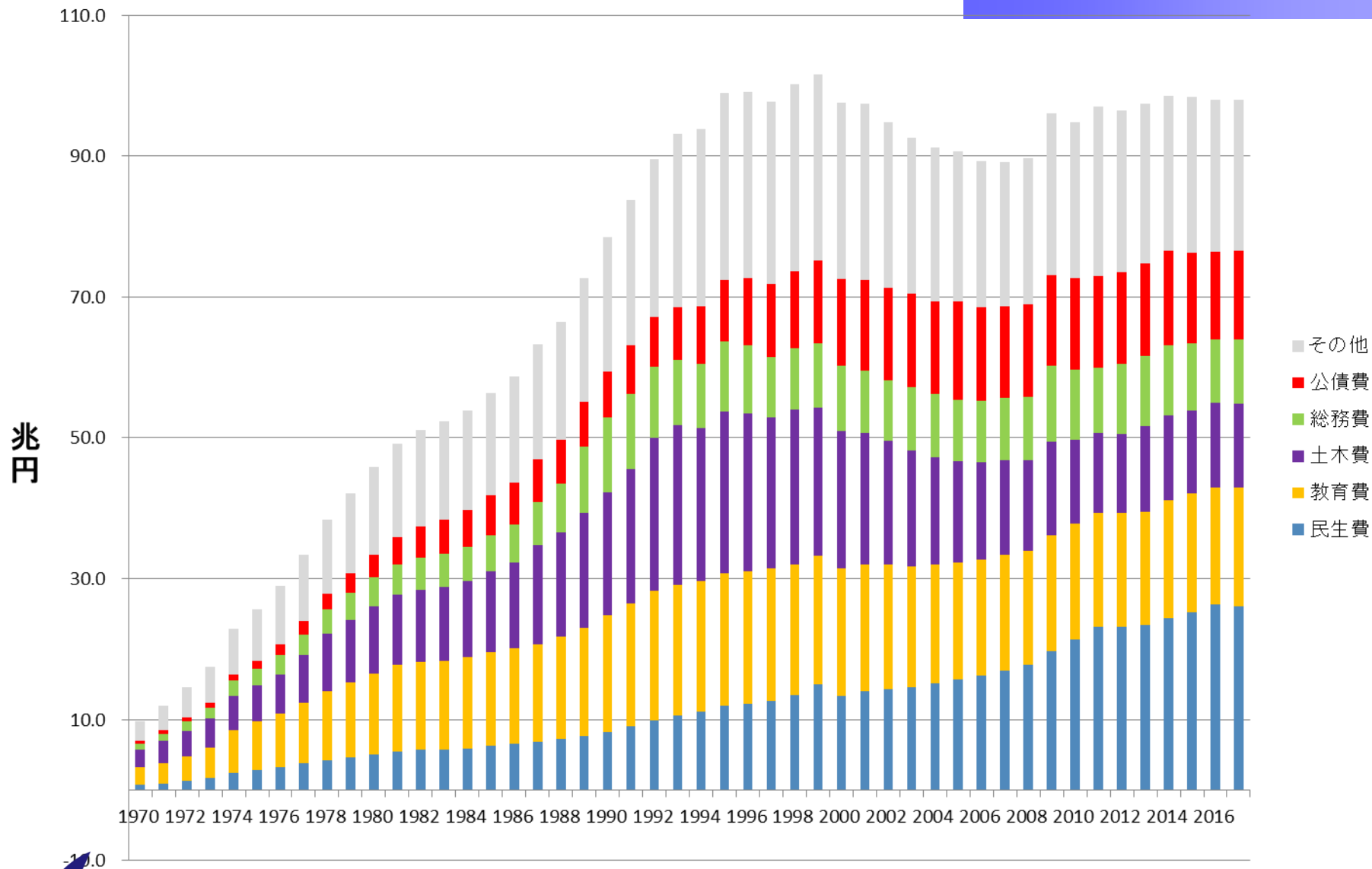
1. 新型コロナウイルス感染症はまだ収束しておらず、この冬のインフル流行も想定して対策を講じる必要があるが、他方で、これまで実施してきた各般の施策や予算についてレビューを行い、その知見を今後に活かす必要。

2. 三重県は、「“命”と“経済”の両立をめざす『みえモデル』」を実施。その対応は評価できるが、これまで実施してきた様々な施策をレビューし、「みえモデル」を総合的に評価すべき。その問題点や限界を明らかにしないと、次に備えることは難しい。

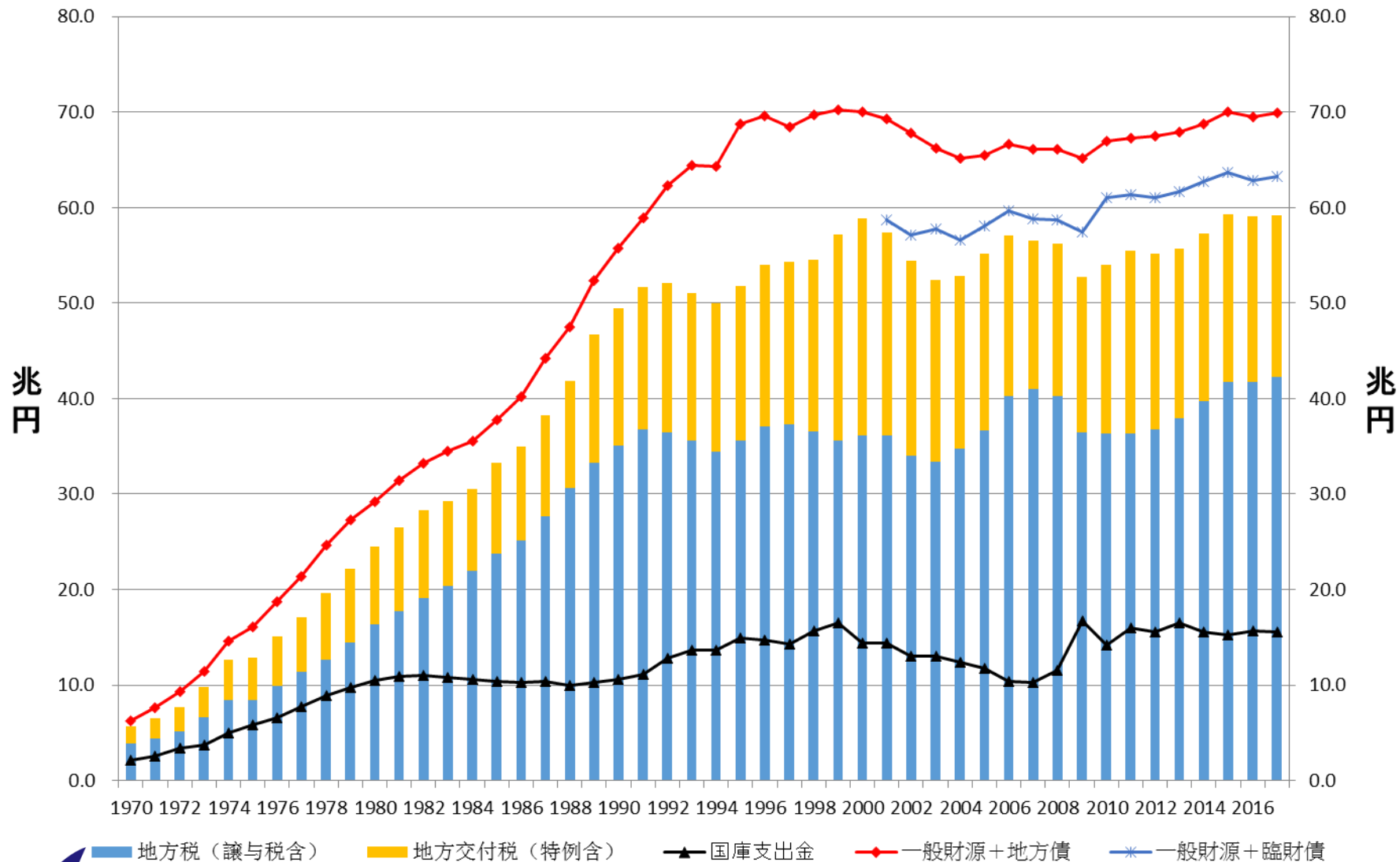
○国・地方を通じて政策評価や行政評価は行われているが、分量ばかり多くて(=電話帳づくり)、意味のある評価になっていない。安倍政権で重要成果指標(KPI)も導入されているが、数が多すぎて、しかもプロセス中心で意味が無い。

○日本では、国・地方を通じて、執行部を監視する議会の役割が低い。迅速に意志決定するためには、執行部の権限強化は重要であるが、チェック&バランスが前提。英国等では、与党議員も執行部を監視する。

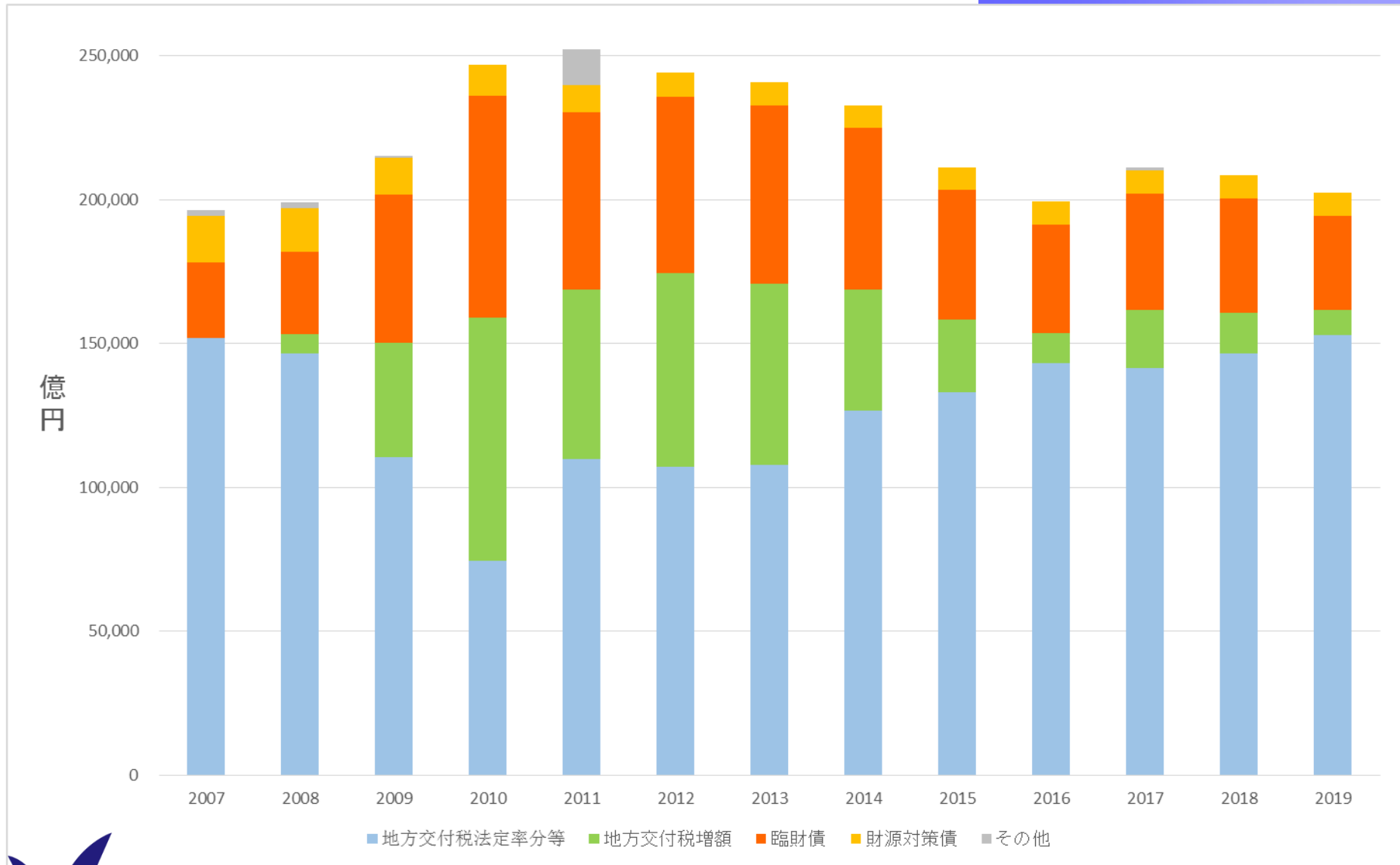
3-1 地方歳出の内訳の推移



3-2 一般財源と地方債発行額の推移

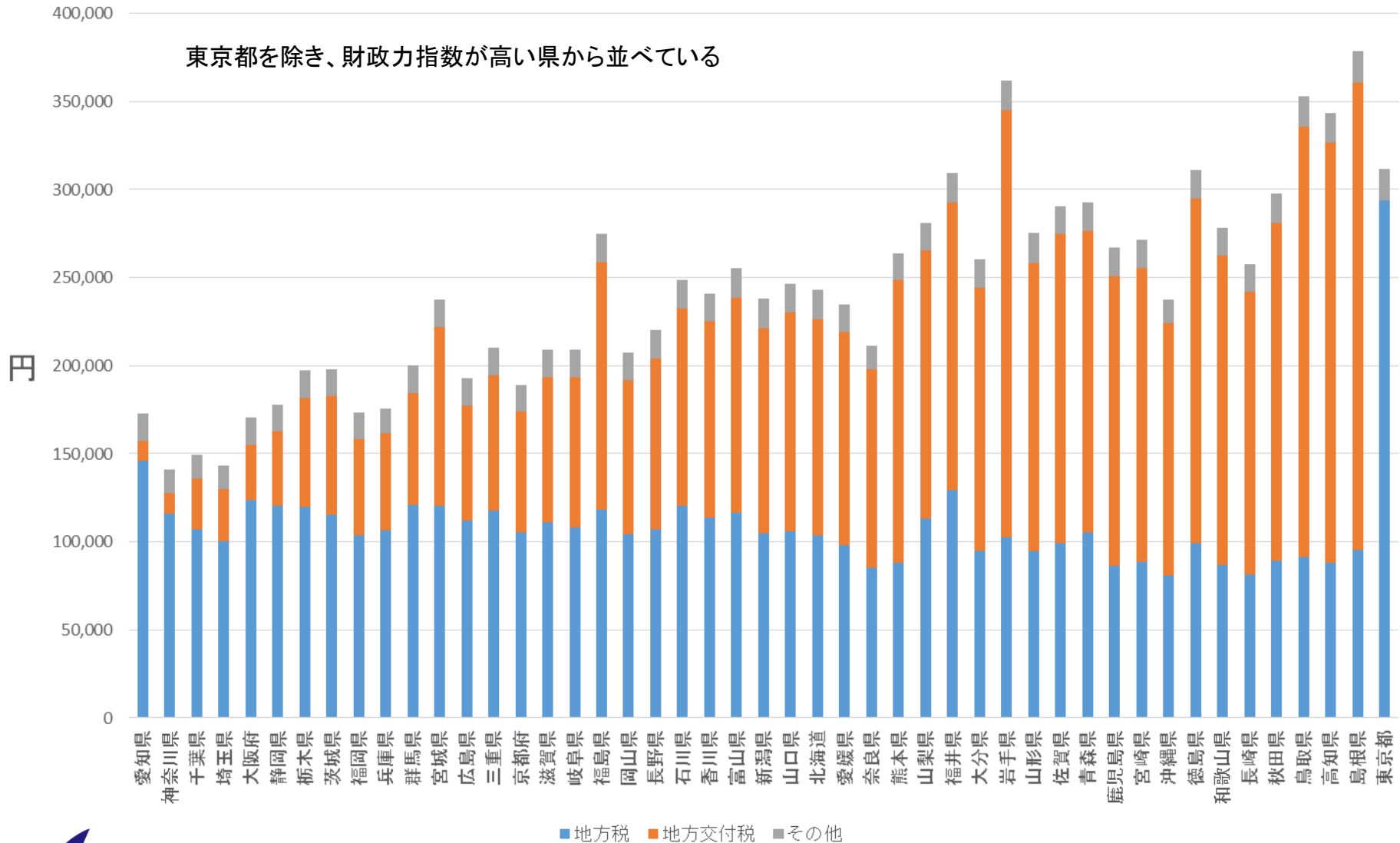


3-3 地方交付税と財源補填(当初ベース)



3-4 1人口一人当たり一般財源(2016年度)

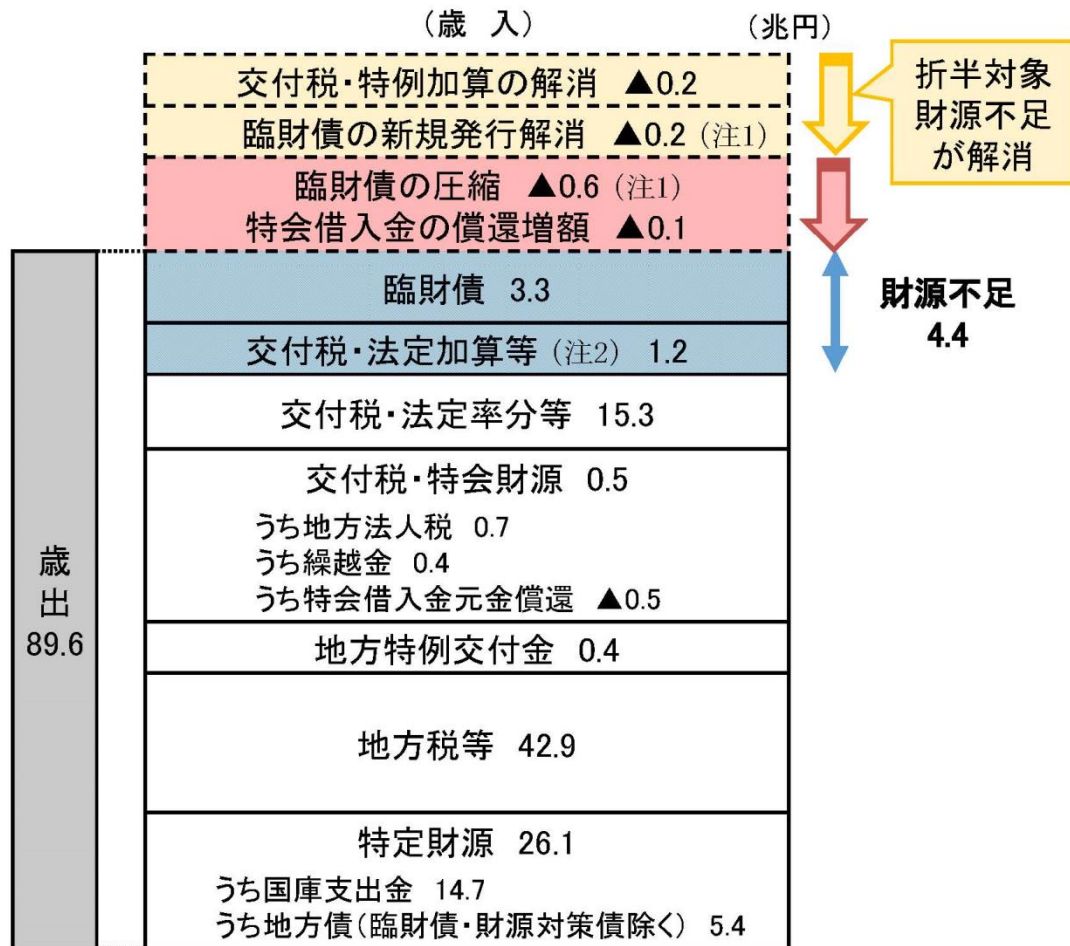
東京都を除き、財政力指数が高い県から並べている



総務省「地方財政の状況」に基づき作成

3-5 折半対象財源不足の解消

＜令和元年度地方財政計画＞



・「地方一般財源総額実質同水準ルール」: 財政健全化目標の達成に向けて、地方が国の取組と基調を合わせた歳出改革に取り組みつつ、安定的な財政運営を確保する観点から、一般財源の総額(注)について、実質的に同水準を確保するもの。

(注) 一般財源総額とは、地方交付税、地方特例交付金、地方税、地方譲与税及び臨時財政対策債の総額

・2011年度に導入され、2021年度まで維持される予定。

・2019年度においては、「折半対象財源不足」が解消。他方、「財源不足」は引き続き4.4兆円。これは地方交付税法において、基準財政需要額と基準財政収入額の差額は、原則として交付税法定率に基づく普通交付税で賄われることが想定されていることによるもの。

(注1) 両者を合わせると、臨財債は対前年度比▲0.7兆円の減。

(注2) 交付税・法定加算等(0.3兆円)、財源対策債(0.8兆円)、機構準備金(0.1兆円)。

3-6 臨時財政対策債

総務省ホームページ「地方債に関するQ&A」

Q5 臨時財政対策債を増発していることにより、各地方公共団体の財政運営に支障が生じているのではないですか？

A. 臨時財政対策債は、地方財政収支の不足額を補てんするため、各地方公共団体が特例として起こしてきた地方債です。その元利償還金相当額については、全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされ、各地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう措置されています。したがって、臨時財政対策債の増発によって、各地方公共団体の財政の健全性が損なわれることはありません。

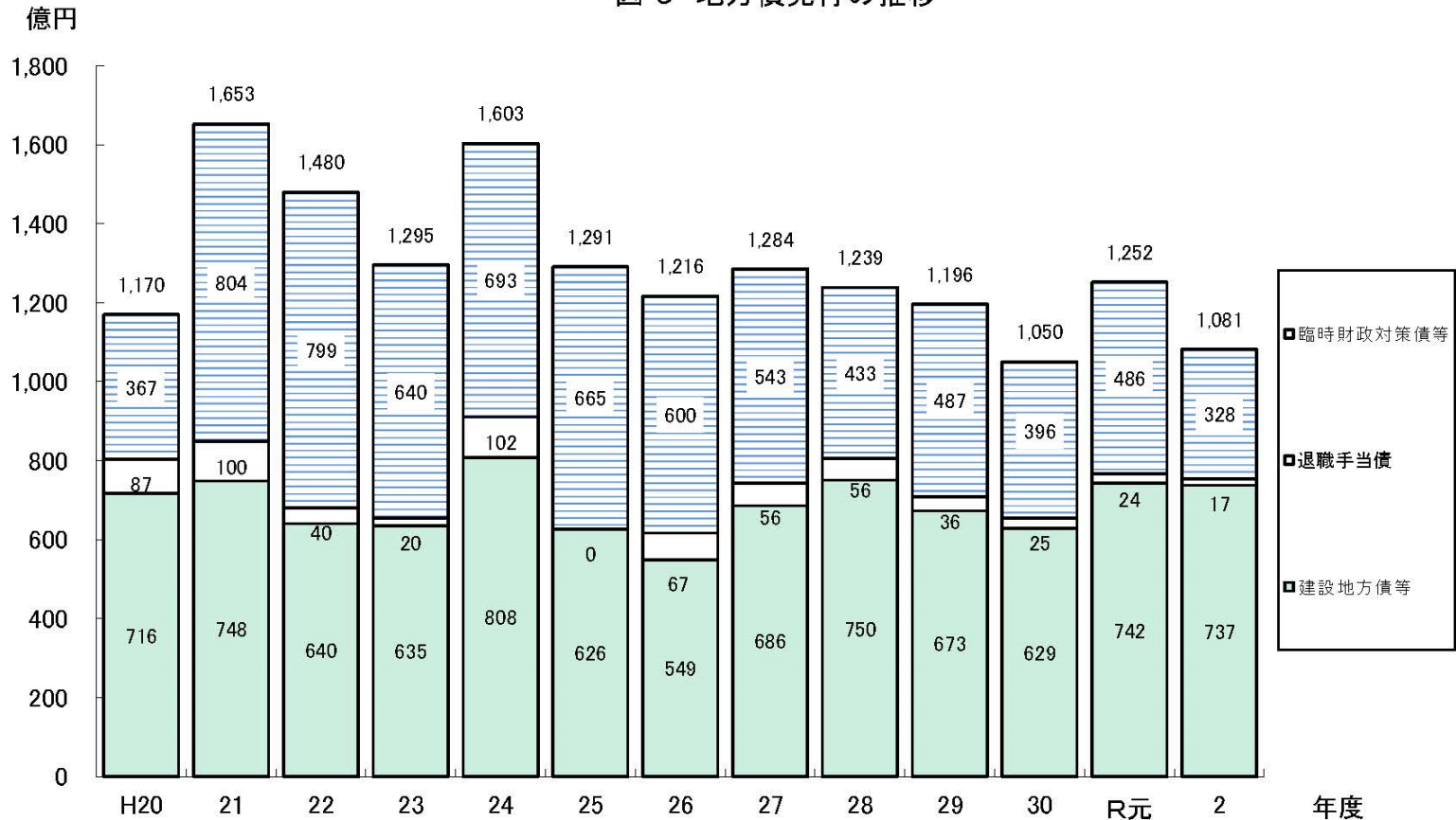
「用語の説明」 総務省(2018)『地方財政の状況』

19 一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、減税補てん債や臨時財政対策債等が含まれる。

3-7 三重県の臨財債発行

図5 地方債発行の推移



- (注1) 普通会計決算ベース(令和2年度は5月補正後予算額、令和元年度は最終補正(その2)後予算額)
 なお、令和元、2年度は、予算ベースのため、前年度からの繰り越しは含まれていない。
- (注2) 「建設地方債等」とは、「退職手当債、臨時財政対策債等以外の地方債」をいう。
- (注3) 「臨時財政対策債等」とは、「臨時財政対策債」及び「減収補てん債(特例分)」をいう。

※三重県総務部(2020)「三重県財政の現状」

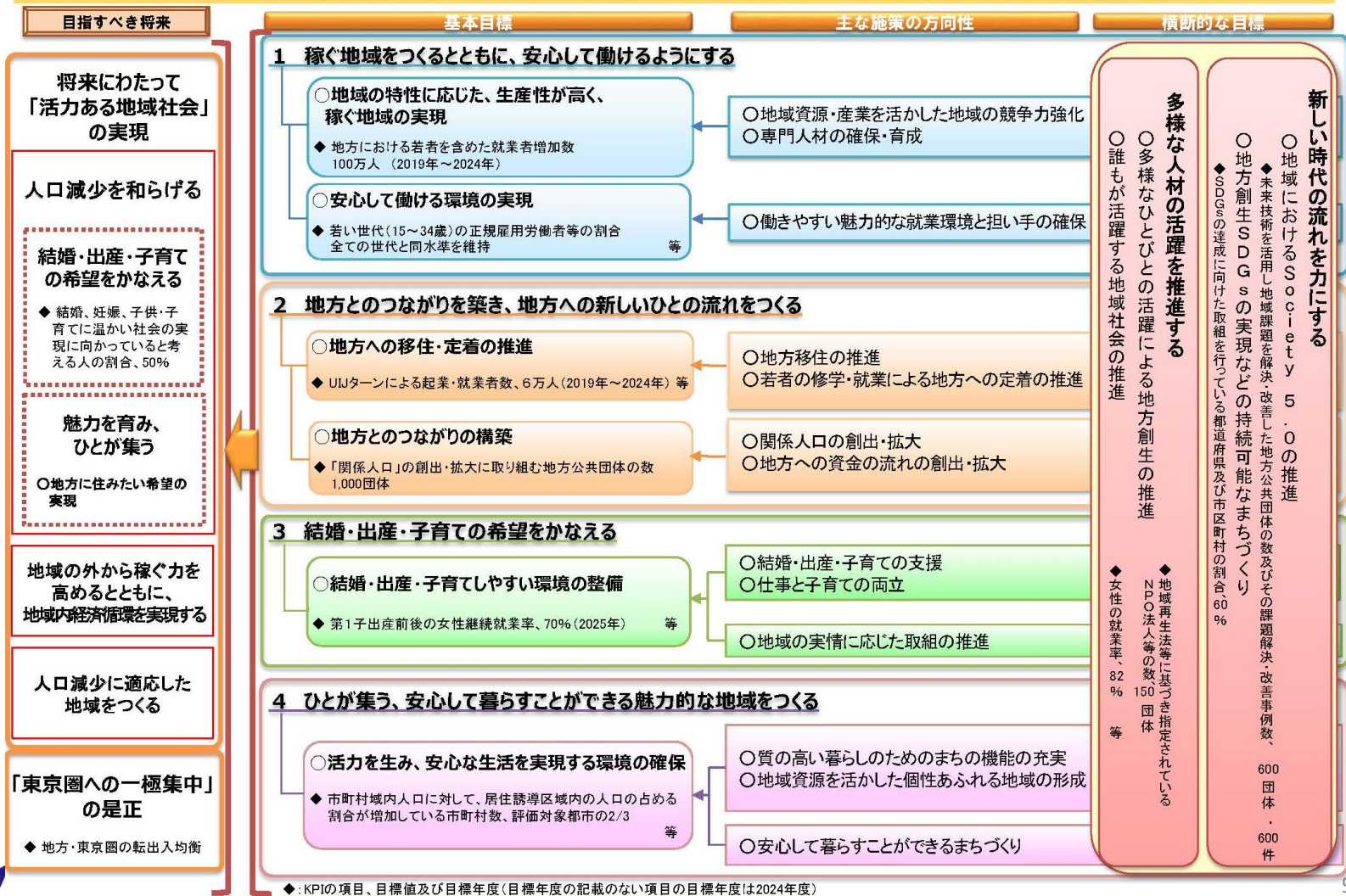
3-8 基準財政需要額と単位費用の調整

2015年度	財政需要額 (億円)	対2010年度比 増減(億円)	測定単位	単位費用 (円)	対2010年度比 増減(円)
(増加項目)					
高齢者保健福祉費	29,841	6,183	65歳人口	53,100	3,900
			75歳人口	103,000	5,600
公債費	34,739	5,159			
うち臨財償還費	16,232	8,342			
社会福祉費	16,211	3,940	人口	13,500	2,700
衛生費	18,104	3,373	人口	14,900	2,700
その他の教育費	8,926	162	人口	1,930	10
			公立大学学生数	214,000	-34,000
生活保護費	1,140		127町村部人口	9,250	1,820
(減少項目)					
小学校費	26,293	-2,839	教職員数	6,223,000	-532,000
高等学校費	14,761	-2,166	教職員数	6,665,000	-810,000
			生徒数	58,900	-9,200
警察費	20,882	-1,430	警察職員数	8,482,000	-709,000
道路橋りょう費	8,923	-1,372	道路の面積	151,000	-2,000
			道路の延長	1,931,000	-236,000
中学校費	15,315	-1,279	教職員数	6,265,000	-542,000
農業行政費	3,498	-866	農家数	110,000	-7,000
地域振興費	8,138	-499	人口	625	-106
基準財政授業額(A)	244,715	7,333			
(B)	218,808	29,657			

基準財政需要額(A): 臨財債振替前、(B): 仕上がりで臨財債控除後、総務省「地方交付税算出資料」等に基づき作成

3-8 安倍政権の「地方創生」

(参考2) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策体系

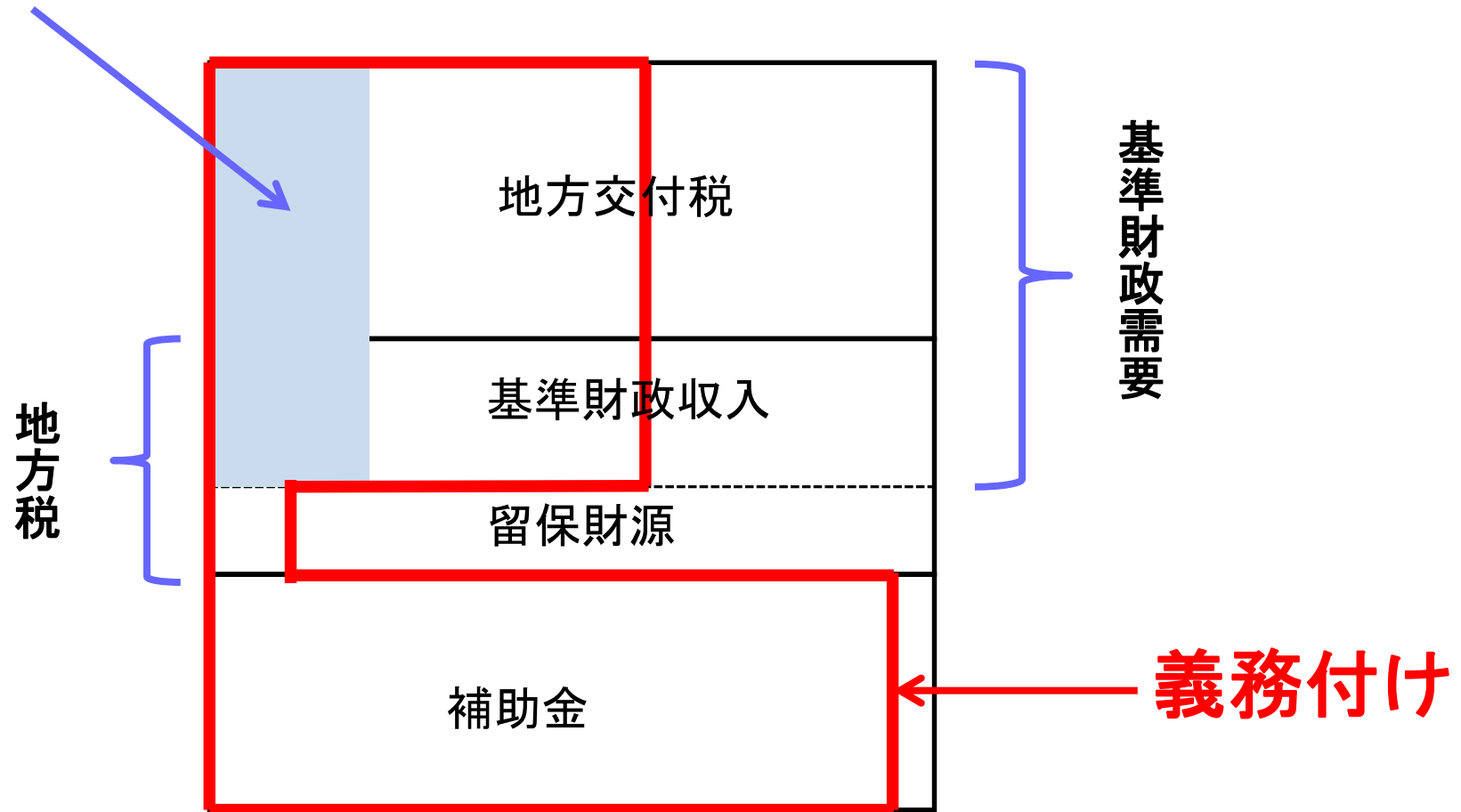


◆: KPIの項目、目標値及び目標年度(目標年度の記載のない項目の目標年度は2024年度)

※「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」(内閣官房2020年7月)

3-9 根本問題：不明瞭な責任と財源

補助金裏負担



4-1 アフターコロナ

危機は、これまでの様々な政策の矛盾や対応の遅れなどを表面化させた。例えば、地域医療システム、感染症対策、マイナンバーを含めた電子政府など。

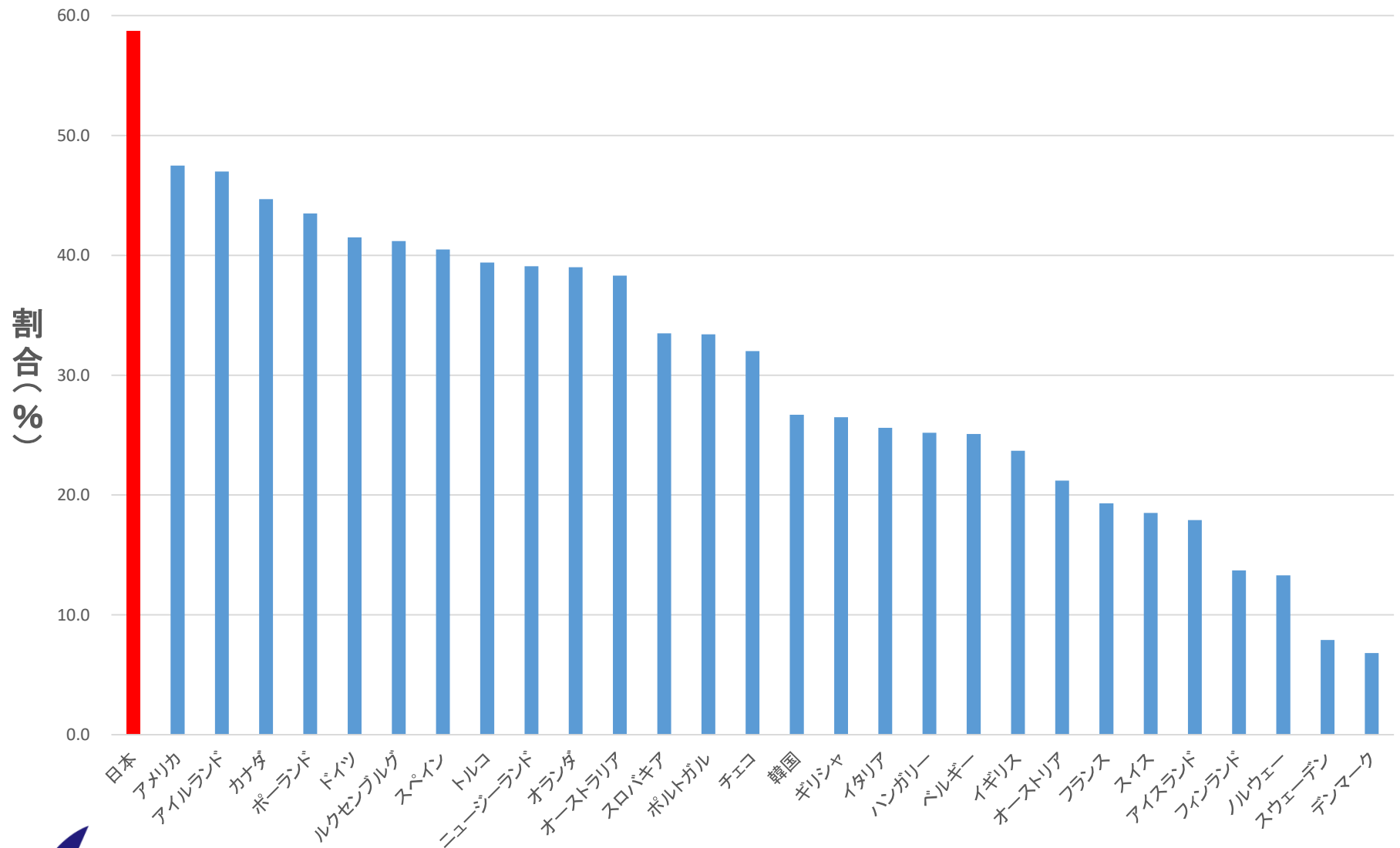
1. セーフティネットの改善が必要。特に、育児・教育・職業訓練など、人材育成に資源を投入すべきであり、それは潜在成長率の引き上げにも寄与する。
2. そのためには財源の確保が重要であり、年金や医療などを効率化する必要。
3. コロナ対策で導入した臨時的な措置（雇用調整助成金など）は速やかに元に戻す必要。財政の持続化可能性を維持することは、社会保障制度安定の前提。

4-2 IMD国際競争力ランキング

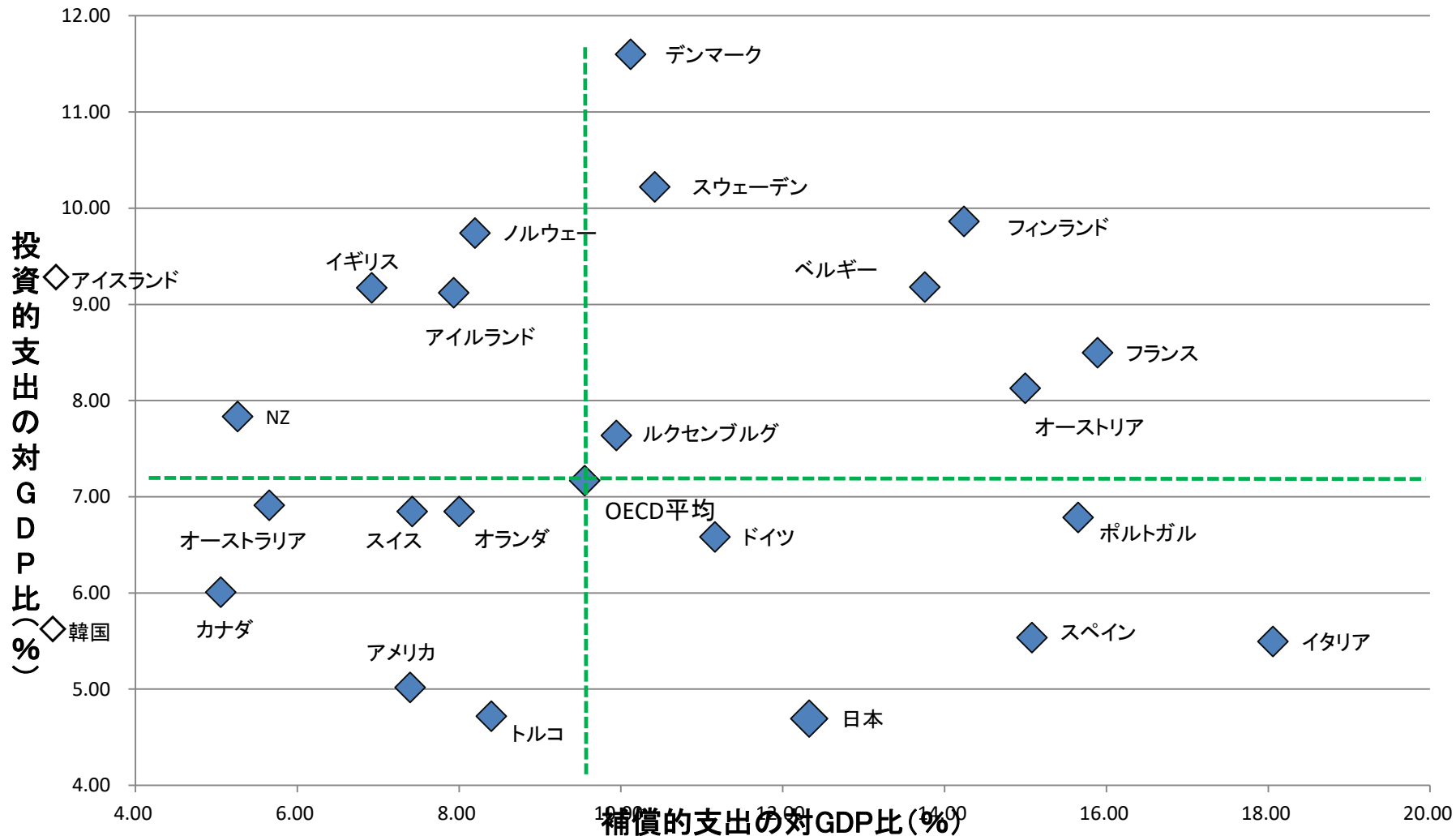


※International Institute for Management Development "World Competitiveness Indicators"

4-3 ひとり親・子ども世帯の貧困率



4-4 補償的支出VS投資的支出(対GDP比)



※OECD Social Expenditure Database等に基づき筆者作成
 補償的支出:年金+失業 投資的支出=家族+積極労働+教育

4-5 都道府県の役割の強化

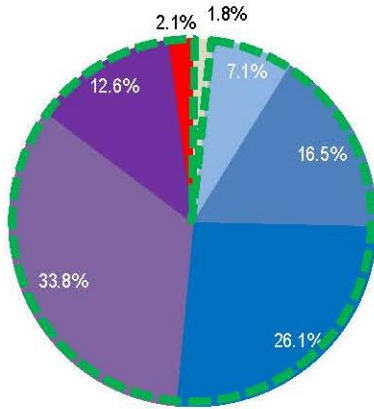
これまでの地方分権は「市町村主義」だったが、そうした方針で急速に進む人口減少に対応できるか？
市町村合併がもう限界だとすれば、どうするか？

1. 行政サービスの広域化
2. 選択と集中
3. 都道府県の機能・能力強化

※ただし、それぞれの地域の実情に応じて対応すべき

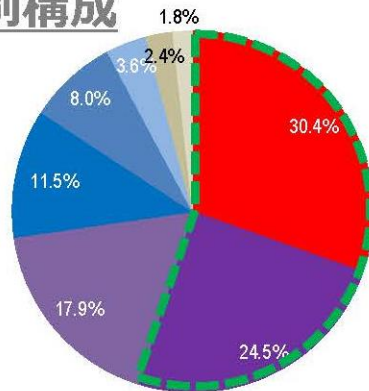
4-6 水道問題：料金値上げの試算

料金改定率別構成



■ 改定なし ■ 10%未満 ■ 10%~20% ■ 21%~30% ■ 30%以上 ■ 50%以上 ■ 100%以上

改定時期別構成



■ H25年度~H26年度 ■ H27年度~H29年度 ■ H30年度~H32年度 ■ H33年度~H35年度
 ■ H36年度~H40年度 ■ H41年度~H45年度 ■ H46年度~H52年度 ■ 改定なし

- 2040（平成52）年度までに水道料金の改定が必要な事業体数は、**1,221事業体（全体の約98%）**
- うち、**30%以上**の値上げが必要な事業体数は、**603事業体（全体の約半数）**

料金改定率 平均値34.1%、中央値29.5%、最大値198.5%

- 全体の**約55%（682事業体）**において、**今後3年以内**（平成29年度まで）に料金改定が必要との推計結果
- 水道統計の最新版が存在する2012（平成24）年度から現時点までに**既に経常赤字**であり、改定が必要と推計される事業体も、**約3割（378事業体）**

4-7 地域を巡る医療・介護の取組

1. 地域医療構想(医療介護総合確保推進法、2015年4月～)

- ①都道府県が二次医療圏単位で地域医療構想を策定
 - ②2025年に向けて、病床数の機能分化・連携を図るため、医療機能(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)ごとに医療需要と病床の必要量、在宅医療等を推計
 - ③目指すべき医療提供体制を実現するための施策を策定
- ※東京都は「東京都地域医療構想」(2016年7月)を策定済

2. 第3医療費適正化計画(医療費適正化方針改正、2018～23年度)

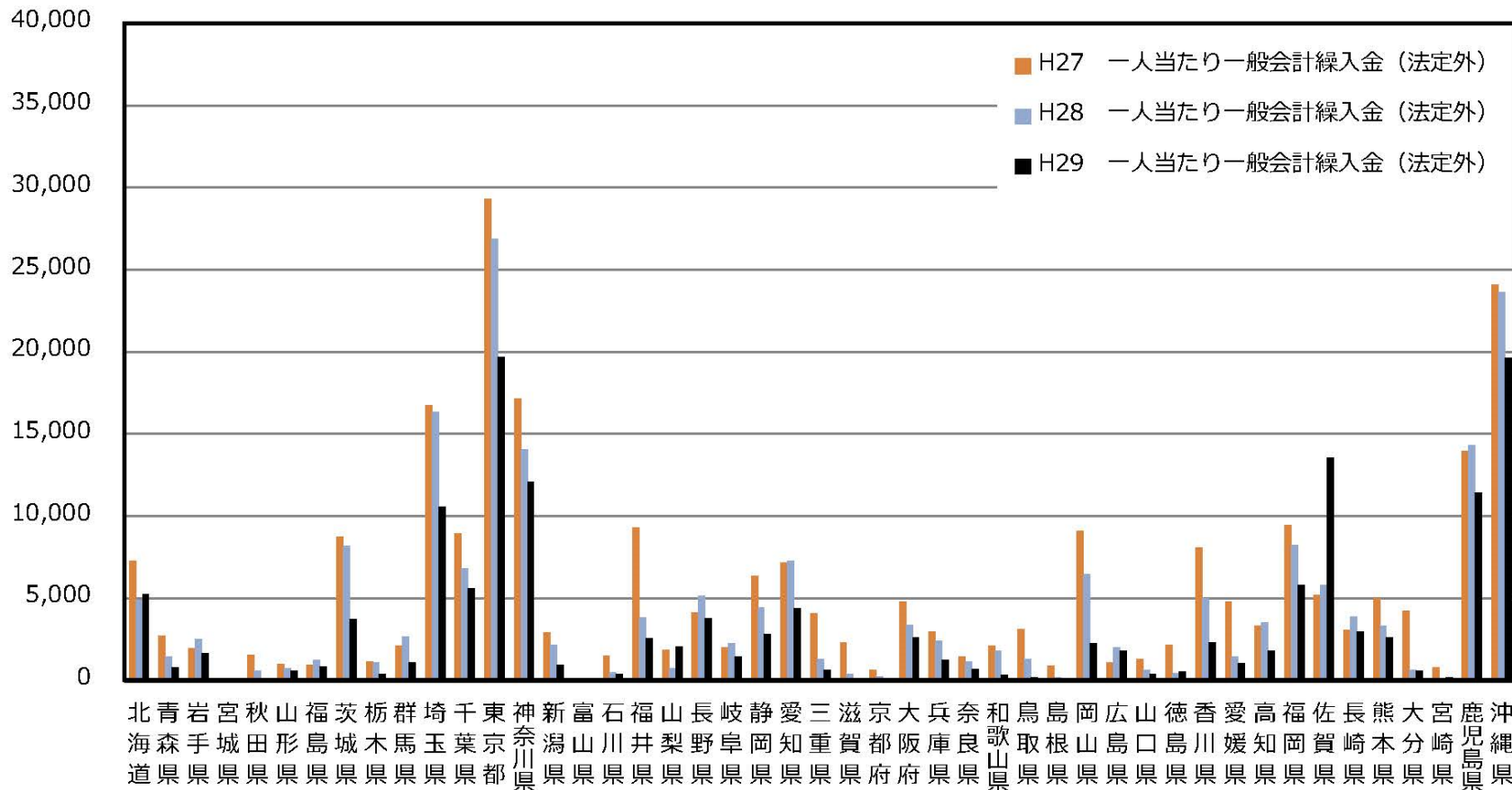
- ①都道府県において医療費適正化計画を定め、目標の達成に向けて、保険者・医療関係者等の協力を得て、取組を進める
- ②入院・外来医療費それぞれについて、医療費適正化の効果を織り込んで推計する

3. 国保改革関連(国民健康保険法改正、2018年4月～)

- ①都道府県による広域運営・効率化、保険料の統一化
- ②低所得者対策、財政調整機能等による財政支援の強化(毎年約3,400億円)
- ③保険者努力支援制度(収納率向上施策、医療費分析、給付の適正化策、地域包括ケア推進/特定健診・糖尿病重症化予防の実施、後発医薬品使用促進、指標導入)
- ④法定外繰入の解消(保険者努力支援制度の一部)

4-9 国保の法定外繰入

(円)

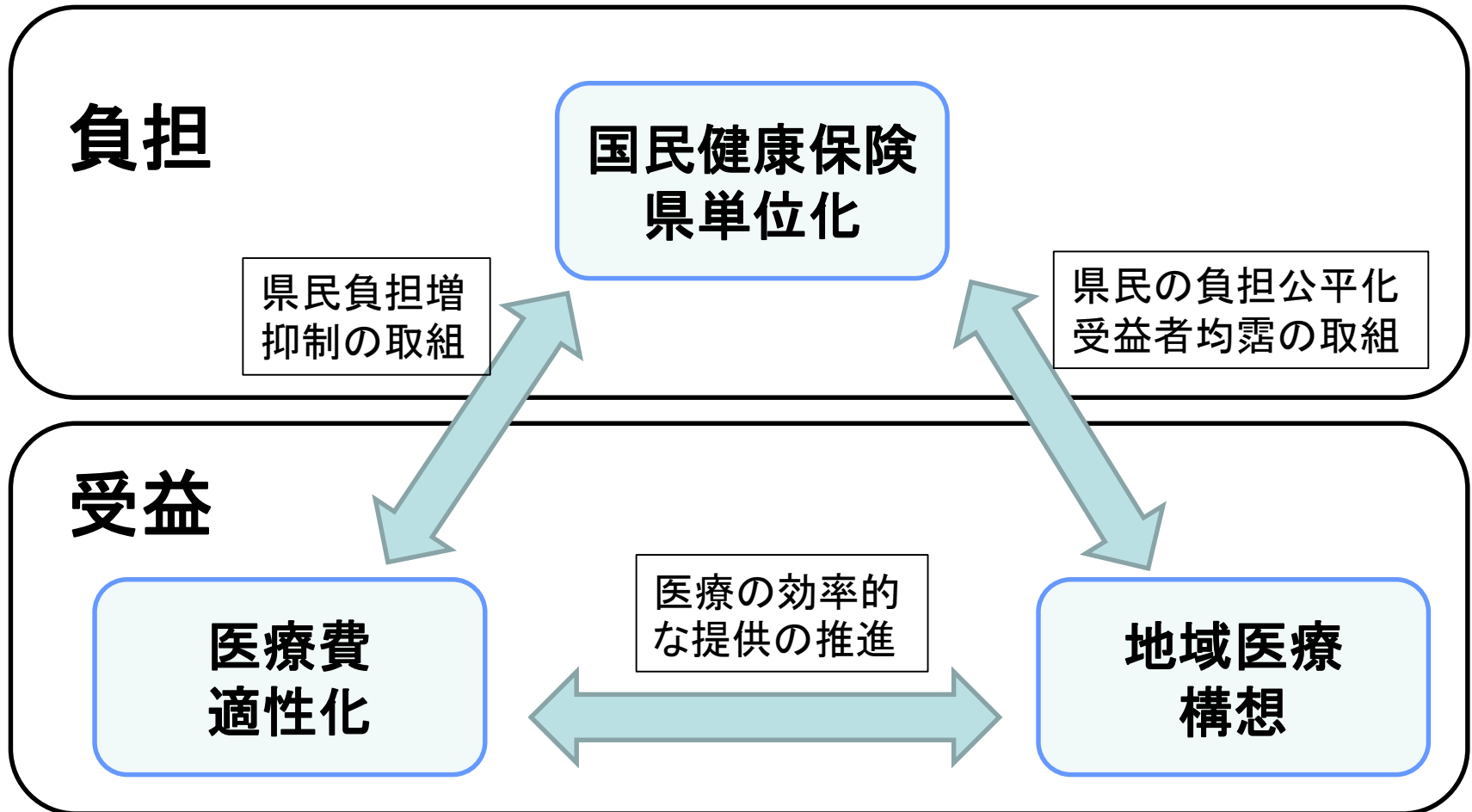


(出所) 国民健康保険事業年報、国民健康保険事業の実施状況報告、国民健康保険実態調査報告

(注) 「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」については、平成27年度より定義を再整理しているため、それ以前の年度との単純な比較は困難。

4-10 「奈良方式」の概要

「県は、今後、県民の負担と受益を総合的にマネジメント」



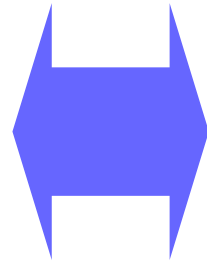
出典:「奈良県における国民健康保険改革の取組」(第8回社会保障制度改革推進会議、2018年5月28日)に基づき作成

5-1 結論

1. 新型コロナウイルス感染症は迅速性が求められたため支出を吟味することは難しかったとしても、対策の結果を検証し、次に活かす必要（国民へのアカウンタビリティ）。日本は、国・地方を通じて、政府内及び議会のチェック機能が著しく弱いことから、その強化が必要。
2. コロナは、国と地方、医療制度、デジタル化など、様々な分野の問題や矛盾を浮き彫りにした。危機を契機として、改めて問題を分析し対応策を検討するべき。
3. 将来世代のために財政再建は重要だが、それが最終目的ではない。少子高齢化を乗り切ることが最重要課題であり、そのための施策を重点的に取り組む必要。

5-2 地方自治とは何か

集権・統治



分権・自治

- ・「地方分権」・「自治」を望んでいるのか？
- ・公的サービスは、「全国平等」なのか？
- ・格差を許容するのか？できるのか？
- ・許容する場合、どこまで許容するのか？

国と地方の役割・仕事を整理し、財源保障機能と財政調整機能を分離
ただし、市町村主義の分権はもはや成り立たない状況（消滅自治体）